

# 加藤弘之の立憲政体提議

奥田晴樹

## はじめに

明治前期における土地所有と国制をめぐる法思想状況を検討する場合、既に別途に試みた如く(1)、地租改正によって成立した土地制度や税制の、憲法上への定置の問題が、該研究にとって基軸的地位を占めるであろう。それと同時に、右の法的確定過程が如何なる法思想状況の下に展開したかを、個々の思想的営為の対象化たる諸言説に即して、確認していく作業も不可欠であろう。後者について、地租改正の提議者として知られる神田孝平を祖上<sup>(2)</sup>にのぼせて若干の考察を試みているが(3)、引き続き、神田とも深い交友関係のある加藤弘之の(4)、明治初期の言説において、「土地所有と国制」が、如何なるパラダイムをもって成立していたかをさぐってみたい。もともと、ここでは、加藤の言説のうち、国制にかかわるものに限って検討を加え、それと土地所有に関するものとの連関の分析は後日の宿題としたい。

ところで、加藤の伝記的ないし思想的の研究は、既に大久保利謙(4)、植手通有(5)、吉田曠一(6)、戸沢行夫(7)らによって、さまざまな視角からなされておられ、ここでの研究もそれらを基礎として出発するものではあるが、それらのいずれにも前述の如き問題関心と重なるアプローチを見出し得ない。そのため、いささか煩瑣にわたるテキストの読解を避けて通るわけにはいかないであろう。

## 一 加藤弘之の履歴

考察に先立って、加藤弘之の主な履歴を、この研究と関係のある

事項に重点をおいて確認しておきたい(8)。

- 一八三六(天保七)年 但馬国出石に生まれる(六月二三日)。
- 父は出石藩仙台家の臣。
- 一八四二(弘化二)年 藩校弘道館に入学。
- 一八五二(嘉永五)年 父に従い江戸出府。中津藩・佐倉藩の甲州流軍学を学ぶ。西洋兵学学習のため佐久間象山に入門。
- 一八五三(嘉永六)年 帰国。
- 一八五四(安政元)年 再度江戸出府。大木仲益の蘭学塾に入る。
- 一八五五(安政二)年 帰国。父死去で家督相続。
- 一八五六(安政三)年 江戸出府、大木の塾で蘭学学習を続ける。幼名上代士を弘藏と改名。
- 一八六〇(万延元)年 蕃書調所教授手伝となる。ドイツ語の学習を始める。
- 一八六一(文久元)年 『最新論』(『鄰艸』と改題)を著わす。
- 一八六四(元治元)年 幕臣に登用、開成所教授職並となる。
- 一八六六(慶応二)年 従五位に叙任。
- 一八六八(明治元)年 目付となる。のち大目付、勘定頭に昇格。『立憲政体略』を出版。朝廷に出仕、政体律令取調御用掛となる。弘之と改名。
- 一八六九(明治二)年 会計官権判事となり、『交易問答』を出版。学校権判事、ついで大学大丞となる。従五位下に叙任。
- 一八七〇(明治三)年 国法会議に出席。『真政大意』を出版。

明治天皇の侍読となり、ブルンチュリ『国法汎論』を訳述する。

一八七一（明治四）年 文部大丞、ついで外務大丞となる。

一八七二（明治五）年 明治天皇の畿内・山陽・西海道巡幸に供奉。宮内省四等出仕（侍読）となる。訳書『国法汎論』を出版。

一八七三（明治六）年 このころ『国体新論』を著す（出版は翌年）。

一八七四（明治七）年 意見書「民撰議院ヲ設立スルノ疑問」を『日新真事誌』に発表。左院の一等議員となる。

一八七五（明治八）年 元老院議員となるが、やがて辞任。

一八七七（明治一〇）年 開成学校総理、ついで東京大学法学部・理学部・文学部総理となる。

一八七九（明治一二）年 東京学士会院会員となる。

一八八一（明治一四）年 東京大学総理となる。

一八八二（明治一五）年 『人権新説』を出版。勲三等旭日中綬章を授与。

一八八四（明治一七）年 従四位に叙任。

一八八六（明治一九）年 元老院議員となる。従三位に叙任。

一八八七（明治二〇）年 文学博士の学位を授与。

一八九〇（明治二三）年 帝国大学総長となる。貴族院議員に勅選。

一八九三（明治二六）年 帝国大学総長を健康上の理由で辞任。

正三位に叙任。錦雞閣祇候となる。

一八九五（明治二八）年 宮中顧問官となる。

一九〇〇（明治三三）年 男爵となる。

一九〇五（明治三八）年 法学博士の学位を授与。帝国学士院院長となる。勲一等瑞宝章を授与。

一九〇六（明治三九）年 枢密顧問官となる。

一九〇七（明治四〇）年 従二位に叙任。ドイツ皇帝ヴィルヘルム二世より贈与された王冠第一等勲章の受領・佩用を允許。旭日大綬章を授与。

ルム二世より贈与された王冠第一等勲章の受領・佩用を允許。旭日大綬章を授与。

一九一六（大正五）年 東京で逝去。

この履歴をみて気づくことは、①幕臣の学者として、いかに幕末の混乱期とはいえ、破格の昇進（大目付、勘定頭）を遂げている、②神田孝平と同様<sup>9)</sup>、切れ目ない形で維新政府に出仕している、③「官僚学者」（大久保利謙）<sup>10)</sup>としてそのトップ・クラスの地位に早くからついている点などである。

加藤の人物像については、従来ともすれば、右の履歴や、後述する「転向」の問題ばかりがクローズ・アップされるくらいがなかったわけではない。この点については、すでに、吉田曠一が、植木枝盛の読書文献の中に加藤の著訳書の大半が含まれていることなどをあげて、民権派へのその思想的影響について注意を喚起している<sup>11)</sup>。しかし、「影響」の中身の分析は十分とはいえないように見受けられる。この研究では、当然、その点が課題となろう。

## 二 立憲政体の提議——『鄰艸』

加藤弘之の処女作は、もと『最新論』と題し、のち『鄰艸』と改題された、一八六一（文久元）年二月七日付の序文をもつ問答体の論稿である。<sup>12)</sup>

太平天国の乱と、それに乘じて英仏両国が仕掛けたアロー戦争に苦しむ清国の国家再建策を論じるといのが、この論稿の表面上のコンセプトである。

「客」がまず、清国の現状を次のように紹介する。

近頃の新聞を得しに、清主も満州の盛京に奔りし儘にて未だ北京に還ること能はず、英仏の勢は益猖獗となり其上長毛の賊も此虚に乗じて其勢威を逞ふし、次第に南方の諸域を蚕食せしよし、加之其他の逆賊諸処に蜂起して頻りに乱暴騷擾をなすよし、実に目も当られぬ歎はしき形勢なるべし。

「客」は、その原因を分析して、西洋を「夷狄」視し、文明開化、とりわけ軍備の面で大きく退れをとったことに求めている。

元来清朝泰平久しく続きしより、武備漸く衰へ士氣漸く弱く、士大夫皆柔惰に流れ安逸を事となして自ら誇稱して中華中国などと云ひ、異邦の人は皆無知浅慮の夷狄禽獸抔と卑視して、中華は古の中華に非ず夷狄も亦古の夷狄に非ざるを知らず、西洋諸国知巧大に開け、天文地理の学より格物窮理其外の万技悉く精妙に至り、殊に兵法器械等に至りては遠く清朝の右に出るをもしらずして全く不虞に備ることを忘れしより、遂に西洋諸国の為に輕侮せられ、(中略)英仏の為に攻撃せられて屢敗取らるに至れり。

そして、その対策として、「客」は軍備の洋式化を推進することを説いている。

西洋の式に倣て砲台砲銃船艦等を造製し、又其法に則りて操練教閱等を為せしならば武備も自ら興復し、士氣も自ら勇悍となるべければ、縦ひ全く西洋人の侮を禦ぐに至らずとも、当今の如き歎はしき形勢には至らざるべき(後略)。

この「客」の見解は、清国の出来事に託して、攘夷論の蒙昧を徹底的に批判し、軍備洋式化の急務なることを説く、開国論者の所説である。尊王攘夷論が全盛の文久元年の時点にあつては、これとても到底公表し得るものではなかつたろう。しかも、加藤は、右の開国論者の、はるかに上をいく所論を展開したのである。加藤はこう答える。

真に武備を興復し士氣を勇悍になさんには唯砲銃船艦等を造製し操練教閱等をなせしのみにては決して及ばざることなり。

軍備の洋式化だけでは外圧を防げない。武備を蔽にして外邦の侮を禦んと欲せば、先づ人を得るを以て其大本と為さずしては叶はざるなり。

軍備を生かすには、「人和」が必要だ。では、それはどうすれば得られるか。

その良術と云ふは決して奇異なることに非ず、唯當時の政体を改革して一種の政体を立るを云ふなり、此政体は実に仁義を旨とせる公明正大の政体にして漢人の未だ曾て知らざる処なり。「人和」は政体の改革によつて得られるが、この新しい政体は中国人の知らないものである。では、その政体、否、そもそも政体とはなにか(左の引用文中の括弧内の原文は割注、以下同様)。

凡そ世界其広く国を立ると無算なりと雖ども、其政体を論ずれば君主政治(洋名モナルキー)官宰政治(洋名レプユブリーキ)の二政体に外る、者なし、其君主政治と云ふは一国万民の上に一人の君有りて之を統御する者を云ひ、又官宰政治と云ふは一国万民の上に君なくして官宰諸員相謀議して其政治を為すを云ふなり、されども此二政体各復た二ツに分れて、君主政治の政体は君主握権(洋名オンベルクテモナルキー)上下分権(洋名デモカラチセレブユブリーキ)の二ツとなり、官宰政治の政体は豪族専権(洋名アリストカラチセレブユブリーキ)と万民同権(洋名デモカラチセレブユブリーキ)の二ツとなるなり。

以上四政体の特徴は次のとおりである。

君主握権——  
君主万民の上に在りて万政悉く其意に出て、唯大臣宰相等其下に列して之を輔翼する。

上権分権——

君主万民の上に在りて之を統御すと雖ども、確乎たる大律を設け又公会と云へる者を置て王権を殺す

公会と云へる者は(中略)、畢竟万民君主に代りて国政を謀議する者を云ふなり。扱公会は各国共に多くは二会に分れて其一は上房(洋名エールステー・カムル)と云ひ、其

一は下房(洋名テウエーデカムル)と云ふ。

豪族専権——

万民の上に人君なくして、其万民の中にて累世豪族高家と呼ばるる輩のみ會議して万政を為す

### 万民同権

人君を立す又貴賤尊卑の別をなさず、万民皆権を同ふするこれら四政体のうち、どれを採用すべきか。

今清朝の政体を改革せんには上下同権の政体を取りて可なるべし、

清国が国家再建のために今後採用すべき政体は、上下同権のそれである。而して、それは、国情を加味した次善の選択である。

尤も万民同権の政体は一国中君臣尊卑の別を立てず、唯有徳才識の士上に立て暗昧愚蒙の下を治むる者なれば、其公明なることは此政体の右に出る者あらず雖ども、今清朝にて此政体を立てんと欲する共、容易に為し得べきことにもあらざれば、今より速に上下分権の政体に改革して旧来の弊風を除き、善政を興さんこそ実に清朝の一大急務と云ふべけれ、

これによつて、加藤が理想とする政体は、本来は万民同権、すなわち主権在民のそれであることがわかる。

この論稿は、事を清国に託して、わが国が今後取るべき政体の如何を論じたものであるから(13)、加藤は、「大律」と「公会」、「上房」と「下房」からなる)をもつ上下同権、すなわち二院制議會をもつ君民同治の立憲政体を、わが国の政治的理想像と考え、推奨していたわけである。久世広周と安藤信正を中心とする幕閣が公武合体政策を掲げ皇女和宮の將軍家降嫁をその実として推し進める一方、桜田門外に大老伊井直弼の首級を挙げて意気軒昂たる尊王攘夷論が巷間にかまびすしい最中であつて、加藤の所論は文字通り一頭地を抜くものであり、かつまた立憲政体論の嚆矢となるものであつた。

### 三 立憲政体の解説——『立憲政体略』

#### (一) 五つの政体

#### (1) 立憲政体の定義

加藤弘之は、維新政権に出仕する直前の一八六八(慶応四)年七月、『立憲政体略』を出版した(14)。本書は、『鄰艸』で提議した、君民同治の立憲政体への政体改革という所説を前提として、『鄰艸』での説明に若干の補訂を加えつつ、三権分立や国民の問題にも論及して、立憲政体とは如何なるものであるかを、文体も問答体ではなく、簡潔なテーゼ風に変えて、解説したものである。

立憲政体について、冒頭の「小引」でこう定義する。  
立憲政体トハ公明正大確然不拔ノ国憲ヲ制立シ民ト政ヲ共ニシ、以テ真ノ治要ヲ求ムル所ノ政体ヲイフナリ。

立憲政体とは、①「国憲」と、②「民ト政ヲ共ニ」することを二要素とし、「真ノ治要」を実現することを目的とする。この『立憲政体略』では、主として、立憲政体の要素が論じられ、その目的の方は後年の『真政大意』で本格的に展開されることになる。すなわち、本書は、政体総論・上下同治・万民共治・国民公私二権の四章からなり、論述の重点を立憲政体である上下同治と万民共治の特徴と、

そこでの三権分立と国民の権利の紹介にしている。

#### (2) 五つの政体

政体総論の章は、政体の分類と各政体の特徴の説明である。政体の分類では『鄰艸』とは、表示したような、若干の異同がある。

名称を脇におくと、政体分類での実質的な異同は、君主握権を君主擅制と君主專治に分けた点のみである。以下、各政体の定義をみていこう。まず、君政と民政の區別である。

### 政体分類の異同

『鄰艸』	『立憲政体略』
君主政治 君主握権 上下分権	君政 君主擅制 君主專治 上下同治 (君主同治)
官宰政治 豪族專権 万民同権	民政 貴顕專治 万民共治

君政——

億兆ノ上ニ一君アリテ之ヲ統御スルノ政体ナリ。

民政——

億兆ノ上ニ君主ナク民政權ヲ掌握スルモノヲ云フ。

君政の三政体のうち、君主握権は次のように分けられている。

君主擅制——

君主天下ヲ私有シ億兆ヲ擅制シテ生殺与奪ノ權独リ其欲スル所ニ任スル者ヲ云フ。

君主專治——

君主天下ヲ私有シ独リ礼樂征伐ノ權ヲ專ラニシテ臣民ヲシテ国事ニ参与スルコトヲ得セシメサルモノヲ云フ。惟習俗自ラ法律トナリテ稍君權ヲ限制スル所アリ、蓋シ擅制ト相異ナル所以ナリ。

君主擅制と君主專治は、国民の参政を認めない点では同一だが、法律による君權の制限の有無がその相異点となる。

君政の三番目の政体である上下同治（「又君民同治ト訳ス」）はこゝう定義される。

上下同治（君民同治）——

君主億兆ノ上ニアリテ之ヲ統御スト雖モ敢テ天下ヲ私有スルコトナク、必ス公明正大確然不拔ノ國憲ヲ制立シ万機必ス此國憲ニ則リテ施行シ、且臣民ヲシテ国事ニ參與スルノ權ヲ有セシムルモノヲ云フ。

上下同治は、①國憲と、②臣民の国事參與權を要素とする。ここ  
で、『鄰艸』にはなかつた君主專治を加えた意味が明らかとなる。すなわち、法による支配の有無だけなら、君主專治と上下同治の區別はつかない。臣民の国事參與の有無こそが、上下同治か否かのメルクマールであることを、加藤は強調したかつたと思われる。けだし、前引の如く、君主專治の説明で、わざわざそこで臣民の国事參與を欠くことを指摘している。この時点で加藤の関心のあり様を推定せしめる一素材であり、民撰議院開設時期尚早論を開陳して以降の彼の思想的变化の淵源をどこまで遡及させ得るか（<sup>15</sup>）について、

示唆するところがある。

つきに、民政の二政体はこゝう定義される。

貴顕專治——

國中ノ貴戚顯族數員累世政權ヲ掌握スルモノヲ云フ。即チ貴顕天下ヲ私有スルナリ。

万民共治——

國中君臣尊卑ノ別ナク、惟有徳ノ君子一人若クハ數名選択セラレテ政權ヲ掌握ス、但シ上下同治ノ如ク亦公明正大確然不拔ノ國憲ヲ制立シテ万機此國憲ニ則ラサルモノナク、且国内庶民ヲシテ国事ニ參與スルノ權ヲ有セシムル者ヲ云フ。

万民共治は、近代では一般に立憲政体だが、古代のものはそうではない。

但シ此政体ノ国ニモ確然不拔ノ國憲ヲ立テサル者アリ、此ノ如キモノハ立憲政体ト稱スヘカラス古昔ノ制度ハ皆此ノ如シ。

右の五政体のうち、君主擅制、君主專治、貴顕專治は、文明開化以前の政体であり、採用されるべきではない。

此五政体中ニ於テ君主擅制、君主專治、貴顕專治等ノ如キハ皆未タ開化文明ニ向ハサル国ノ政体ナリ。就中擅制ノ如キハ蛮夷ノ政体ニシテ尤モ愚ムヘク賤ムヘキモノナリ。但シ君主專治ノ如キハ人文未タ開ケス蠢愚ノ民多キ国ニシアリテハ、甚タ適当セル政体ナリトイヘトモ、漸ク開化ニ向ヘル国ニアリテハ直ニ廢棄セサルヘカラス。貴顕專治ノ如キモ亦然リ。

ヨーロッパ諸国でも、文明開化以前はこれらの政体をとっていたが、文明開化がすすむと、国民はそうした「私政」には服さぬようになり、上下同治ないし万民共治の「公論」が国民の多数の支持を得て、「各国漸ク其政体ヲ變シテ或ハ上下同治或ハ万民共和ノ政体ヲ建テ、以テ民ト政ヲ共ニスルコトト」なつたのである。従つて、立憲政体といえるものは、上下同治と万民共治の二政体である。

五政体中公明正大確為不拔ノ國憲ヲ制立シ以テ真ノ淨安ヲ求ム

ルモノハ、独り上下同治万民共治ノ二政体ノミ、因テ之ヲ立憲政体ト称ス、

### (3) 政体変革としての明治維新

わが国でも二千年来、固有の政体が存在したが、大政奉還を機に、新しい政体への変革が始まっている。

我皇国亦二千有余年固有ノ政体ヲ存セシカ、去歲我旧幕府時勢ヲ觀察シテ政權ヲ天朝ニ帰納セラレシヨリ、万機一新公明正大ノ政体ヲ起シ玉フ。皇國中興ノ盛業ニシテ、百姓ノ幸福コレヨリ大ナルハナシ。

旧幕臣の身から維新政権に出仕するにあたって、既に検討した如く、神田孝平の場合は、旧幕府と新政府の双方の上に立つ政治的価値としての、国の独立確保という課題を設定し、その使命に仕えることを自らの課題とすることによって、その転身を合理化した<sup>(16)</sup>。加藤の場合、神田とは異なり、幕臣であった文久元年の時点で早くも、現政体を批判し、政体改革の必要を説いており、新政府が加藤の期待する「公明正大」な政体への変革を志向するものと確認できれば、うしろめたさをなら感ずることなく、転身し得るであらう。而して、ここでみたように、加藤はそれを確認しているのである。

神田との差異でいま一つ注目すべき点は、加藤の立憲政体推奨がその内在的な価値判断に支えられていることである。加藤の場合も『鄰艸』では外圧への対処の必要を政体改革の直接的動機としてはいるものの、諸政体の比較論がそこに介在している。加藤は、政治的有効性の次元での立憲政体の優位を認めるのにとどまらず、それ自体の内在的な政治的価値をより高く評価している。すなわち、それは、『鄰艸』では「公明」、本書では「公明正大」な政体とされている。そして、本書ではもっぱら諸政体の比較論が展開され、外圧の問題はもはや登場してこない。君臣関係の情宜という心理的契機も、君臣の区別を否定する万民同権を最善しと、国情を加味した次善の選択として上下分権を是とする所説を『鄰艸』の時点で展開し

ていた加藤にとって、いったいどれほどの制約力をもち得たであろうか。さすれば、諸政体の価値比較という、すぐれて思想的な契機のみが残れば、そこにはその転身を躊躇せしめる論理的障害はないと言えよう。

## (二) 上下同治

### (1) 上下同治の特徴

政体総論の章をうけて、上下同治と万民共治の二章が、それぞれ基本的特徴、国憲、三大権柄（三権分立）の順で展開されていく。

上下同治の基本的特徴は、君主が元首として国家の大憲を掌握するが、決して君主の擅制ないし専治ではなく、国民の代理として国民を統治するところにある。

一 君主アリテ天下ノ大権ヲ掌握ス、即チ天下ノ元首ナリ。サレトモ君主擅制、君主専治ノ如ク天下ヲ以テ其私有トシ億兆ヲ以テ其僕妾トナスモノニアラス。所謂天下ヲ以テ天下億兆ノ天下トス。故ニ政府ハ惟天下億兆ニ代リテ天下億兆ヲ治ルヲ以テ本意トス。

上下同治を君主の専制政治にしないための保障として、①国憲の制定とその遵守、②臣民の国事参預、③三権分立、の三つをあげる。公明正大確然不拔ノ国憲ヲ制定シ万機都テ之ニ則ラサルモノナク、且民民ヲシテ国事ニ参預スルノ權利ヲ有セシム。加之君権動モスレハ専肆ニ至ルノ恐レアルカ為メニ、天下ノ大憲ヲ以テ之ヲ三類ニ分チ以テ各官員ヲ充テ君主之ヲ統括ス。

国憲とはなにか。

国憲トハ即チ治國ノ大憲法ニシテ、都テ此政体制度ノ大綱悉ク之ニ録載シテ万機之ニ則リテ施行スルモノニシテ、政府敢テ恣ニ変更スルコト能ハス、変更セント欲スルモノアレハ必ス先ツ之ヲ立法府ニ謀ラサルヲ得ス。

『立憲政体略』では、国憲の他に「憲法数類アリ、皆此国憲ノ枝

葉ナリ。」ともあり、刑法・民法の類も「憲法」と称され、国憲はこれと区別された「大憲法」で、今日の憲法にあたる。その改正は、政府が恣意的に行なえず、立法府にはからなければならぬ。

## (2) 上下同治の立法権

立法府は、立法権を君主と共に行使する機関で、一般に二院制をとる。

憲法ハ即チ治國ノ基礎ナリ。是ヲ以テ之ヲ制立スルノ權柄ヲ自ラ三大權柄ノ尤モ重キモノナリ。是故ニ君主敢テ此權柄ヲ専ラニスルコト能ハス、必ス臣民ト之ヲ分チ、君主上下相共ニ此權柄ヲ掌握ス。(中略)立法府ヲ置テ立法權柄ヲ掌握セシメ以テ天下億兆ニ代リテ君主ト共ニ憲法ヲ制立シ大事ヲ議定スルモノトス。立法府大概分テ上下ノ二院トス。

上下兩院は、こう總括的に特徴づけられる。

上院——

貴威顯族教長官吏富商豪農等ヲ以テ上院ノ官員トナスモノ多シ。儘マタ庶民ヲ以テ此官員トスル國モアリ。

下院——

下院ハ各國皆庶民ノ代議士ヲ以テ之ニ充ツ。代議士トハ即チ天下諸民ニ代リテ國事ヲ議スルヲ以テ命スル所ナリ。

上下兩院の構成ないし選挙制度について、イギリス・フランス・プロシア・オランダの四ヶ国の事情が紹介される。その上で、次のように結論する。

兩院ヲ設クルノ法各國此、如ク相殊ナリトイヘトモ、皆天下億兆ニ代テ君主ト共ニ憲法ヲ制立シ大事ヲ議定スルノ權アルハ大抵同シ。惟獨リ仏國ノ如キハ皇帝ノ威權頗ル熾ニシテ立法府ノ權大ニ抑制セラル。

ナポレオン三世の第二帝政下のフランスを別として、他は大同小異とみている。はたして、政治制度の比較認識として、これが妥当なものといえるかどうか、それ自体検討を要する問題である〔1〕。し

かし、それは、ここでの課題ではない。加藤の立憲政体論の質を確かめる一つの試金石は、君主と立法府の關係、とりわけ立法府に対する君主の權限をどうみているかである。

加藤は、立法府に対する君主の權限として、緊急招集權・開閉權・解散權・拒否權を、以下のようにあげている。

臨時招集權——

各國共ニ此ノ兩院毎年預メ會議ノ日數ヲ定メテ必ス相會聚ス。但シ臨時ニ事起ルトキハ君主之ヲ徵シ聚メテ會議セシムルコトアリ。

開閉權——

都テ兩院ヲ開閉スルハ君主ノ權利ナリ。

解散權——

時アリテハ君主命シテ散會セシムルノ權アリ。但シ此ノ如キ時ニ於テハ直ニ又命ヲ下シテ他ノ立法府ヲ選取セシメ新ニ會議セシメサルヘカラス。

拒否權——

時アリテ假令衆說ノ一決スルモノトイヘトモ、君主之ヲ不可トスレハ斥ケテ採ラサルノ權アリ。

ここで注目すべきは、君權がかなり大きいことである。そこには、一九世紀中葉の時点での引照諸國の、政治的民主主義の到達水準が反映されているといえよう。

## (3) 上下同治の行政権

立法権における君主と立法府ないし國民の關係が右の如きものであるとすれば、行政権に関する君主の權限はどう理解されているか。そもそも、行政権とはなにか。

既ニ君主ト立法府兩院ト相共ニ商議シテ制立セル憲法ヲ施行シ或ハ此憲法ニ則リテ万機ノ政ヲナス權柄ヲ稱シテ施政權柄又行政權柄ト云フ。

行政権とは、君主と立法府が共議の上、制定した憲法をはじめと

する諸法典を施行し、またそれに基づいて実際に統治を行なう権力である。すなわち、君民同治下の行政は法律行政でなければならぬのである<sup>(18)</sup>。

此権柄ハ独リ君主ノ掌握スル所ニシテ民敢テ之ニ預カルコト能ハス。

行政権は君主の専掌するところとされ、国民の行政参加を一切認めていない。加藤は、立法院の場合と異なり、特定の国の制度事情をここでは紹介していないが、おそらく立法院同様、本書執筆にあたってヨーロッパ諸国の事例を参照しているはずである。さすれば、これも該期の参照諸国の制度事情に制約された論述と看做し得るか。そう言い切るには、少しく慎重を要すると思われる。イギリス・フランス・プロシア・オランダなどで、該期において国民の行政参加システムが全くなかったとはいえない<sup>(19)</sup>。これは、加藤の認識不足か、あるいは君権にウェイトをおくスタンスの反映か。いずれにせよ、行政権を君主専掌下においたことは留意しておくべきだろう。もつとも、行政権は、君主だけで行使できるわけではない。しかるべきスタッフが必要である。

但シ此権柄含有スル所ノ職務能ク一人ノ脩ムヘキニアラス、因テ之ヲ数類ニ分チ各其局ヲ置キ、毎局必ス大臣一員ヲ任シ以テ君主ノ補佐トナス。即チ君主ノ命スル所ナリ。且之ニ屬吏數十百員ヲ加ヘテ各其細務ヲ分掌セシム。

この行政権の分掌機構は、「各国相同シカラストイヘトモ大約七八類」であり、外国・国内・軍防・刑獄・会計・藩属・教育・百工の各事務局などがあり、「此数局ヲ合シテ輔院ト称ス」る。この官僚機構とは別に、君主の諮問機関もある。

此輔院ノ外仍參議院アリ君側ニ侍シテ大政ヲ參議ス。又君主ノ命スル所ナリ。

この参議院が後年の枢密院にあたることは多言を要しまい。即ち、大日本帝国憲法第五六条には、「枢密顧問ハ枢密院官制ノ定ムル所ニ依リ天皇ノ諮詢ニ応ヘ重要ノ國務ヲ審議ス」と規定されている<sup>(20)</sup>。

これらの官僚機構や諮問機関は、いずれも「君主ノ命スル所」とされている。つまり、加藤は、官制制定および官吏任免を君主の大権事項として認めているわけである。これは、大日本帝国憲法第一〇条の規定、すなわち「天皇ハ行政各部ノ官制及文武官ノ俸給ヲ定メ及文武官ヲ任免ス」と一致している。もつとも、帝国憲法の方は、

このあとに、「但シ此ノ憲法又ハ他ノ法律ニ特例ヲ掲ケタルモノハ各々其条項ニ依ル」と但書が付されて居り、帝国議会の協賛を経て制定された法令によりこの大権が制約を受ける場合があることを認めており、加藤が無制約な大権事項としているのは対照的である。

君主は、統治責任を負い、実際の統治行為が違法なものであった場合、立法院が君主の責任を問うことになるのは、理の当然である。君主ハ理ニ於テ治國ノ責ニ任スヘシ。故ニ其政令若シ憲法ニ悖戻スルモノアルトキハ立法院兩院其罪ヲ問フハ理ニ於テ固ヨリ当然ナリトス。

しかし、君主の責任を問うことは実際にはできない。そこで、大臣が君主の代わりに責任を負うことになる。

サレトモ亦此事實ニ行フヘカラサルノ理アリ。是ヲ以テ大臣ヲシテ君主ニ代ラシメ、都テ各局ノ大臣各其職掌ノ責ニ任スルノ制度ヲ立ツ。故ニ若シ其政令憲法ニ悖戻スル者アルトキハ、立法院君主ノ罪ヲ問ハスシテ必ス其事ニ預リテ連署セル大臣ノ罪ヲ問フコトヲ得ルナリ。

君主無答責と輔弼責任が一对のものとして紹介されている<sup>(21)</sup>。もつとも、君主無答責が何故成立し得るのかは、全く言及されていない。これは、王権神授説に淵源する、その成立史がヨーロッパ諸国にはあるわけだが<sup>(22)</sup>、加藤がそれを認識していなかったのか、それとも故意に無視したのかは不明である。後者であれば、その意図を問わねばなるまい。

ここで無視すべきは、輔弼責任が、君主の行政権行使の制約契機となる点である。

是故ニ施政権柄ハ君主ノ専ラ掌握スル所ナリトイヘトモ、必ス

大臣ノ許可スル事ニアルサレハ敢テ施行スルコト能ハス

ここにみられる論理は、権限と責任をあくまでも不可分の連関におく発想であり、丸山真男が指摘したような明治国家の政治的現実が内包した「巨大な無責任への転落の可能性」<sup>23)</sup>の如きを許容する余地の全くないものである。

その一方で、宣戦・講和・条約締結の外交大権を君主に付与して

宣戦、講和、立約等ノ事ハ皆君主ノ権利ニシテ立法院之ニ預カ  
ルコトナシトス。

これは、大日本帝国憲法第一三条の規定、即ち「天皇ハ戦ヲ宣シ和ヲ講シ及ヒ諸般ノ条約ヲ締結ス」と、完全に一致している。もつとも、君主の大権事項として、加藤が明示して認めているのは、先の官制制定・官吏任免大権とこの外交大権だけである。

これを要するに、加藤は、君民同治下の行政権を君主専掌とし、国民の行政参加を認めぬ一方、君主の無答責、また無制約の官制制定・官吏任免大権や外交大権を認めるといったように、一見、君主が行政権を広汎かつ無制約に支配するかの如く理解しているようにもみえる。しかし、輔弼責任を君権の制約契機とすることによって、立法院―輔弼機関のラインで国民が君主専掌下の行政権にも掣肘を加える途をつけている。この点は、行政権の領域で君主擅制や君主専治と君民同治とを区別する、法律行政と並ぶメルクマールであり、それと表裏の關係にあつて、法律行政を空文に墜せぬようチェックするシステムとして、加藤がわざわざ論及したものとみてよからう。

#### (4) 上下同治の司法権

上下同治における司法権とはいかなるものか。まず、その定義。司律権柄トハ律法ノ司掌スルノ権柄ヲ云フ。蓋シ国家ノ律法ヲ定メ問官ヲ立ルハ人ノ惡念ヲ禁シテ人ノ自脩ヲ許ス所以ナリ。故ニ此権柄ヲ以テ立法施政ノ二大権柄ニ並列シテ、別ニ司律一府ヲ置之ヲ掌ラシム。

これを見る限り、立法・行政両権から司法権を独立せしめる必要理由といったものについての説明はない。どうも、加藤の念頭にあるのは、君権からの司法権の自立―自律の問題だけのようである。けだし、この定義に続けて裁判所の構成を論ずると、そこから直ちに君権と司法権（裁判所）との關係に説き進んでいる。

都テ獄訟ノ事ハ全ク此府ニ委託スルモノニシテ君主殆ト之ニ預カラストス。惟此府ノ官員ヲ命スルノ權、死罪ヲ許可スルノ權、罪科ヲ宥ムルノ權、其他二三ノ權利、君主ノ掌握スルモノトス。

裁判の内容には君主は立ち入れないとしているが、司法官の人事、死刑の許可、恩赦などの権限を君主に認めている。司法権を外側から制約する権限のほとんどが君権に属することになっている。もつとも、行政権は、右の君権行使にあたって、当然、輔弼の責に任ずることもあり得るであろうから、その場合は、君権を介して間接的に司法権を制約し得る。しかし立法権の方は、立法行為以外に、裁判官の弾劾など、司法権を制約する途をもたない。これは、逆に、司法権の側にもいえる。

此府ノ官吏ハ惟律ニ拠リテ獄訟ヲ聽斷シテ毫毛律法ノ正邪当否ヲ論スル權ナシトス。

裁判所の違憲立法審査権は認められない。要するに、三権分立のチェック・アンド・バランスについては、ほとんど配慮されていないのである。ここには、加藤がもつぱら君権との關係で三権分立の意義をとらえていたことがうかがわれる<sup>24)</sup>。

### (三) 万民共治

#### (1) 万民共治の特徴

もう一つの立憲政体——万民共治はどう理解されているか。まず、その特徴。

此政体ヲ立ツル所ノ各国ニテハ君臣尊卑ノ別ナク、凡ソ閭國ノ民人悉ク相會議シテ國政ヲ施スヲ本意トス。

本来、万民共治の語源でもある直接民主政は、古代ギリシャのアテネで行なわれているが、これはアテネのような「極小国」でしか実施できず、かならずしも良い制度とはいえない。

已ニ往古希臘ノ雅典等此ノ如キ制度ニテ、憲法ノ事其他都テ緊要ノ事件ヲ議スルニ闔國ノ民人悉ク会聚シテ之ヲ定決シ、惟日々ノ庶政ハ別ニ官員ヲ置テ之ニ委託シタリキ（即チ万民共治ノ名起ル所以ナリ）但シ此ノ如キ制度ハ雅典ノ如キ極小国ニアラサレハ施スヘカラス。又仮令ヒ施シ得ベシトスルモ甚タ良制トスヘカラス。

そこで、アメリカ合衆国やスイスなどでは、上下同治の諸国と同様、国憲を制定し、三権分立のシステムをとっている<sup>(25)</sup>。

是故ニ方今此政体ヲ立ル所ノ花旗国及ヒ瑞士等<sup>スウィツツ</sup>其他多クハ此ノ如キ制度ヲ用ヒス、上下同治ノ如ク必ス確然不拔ノ国憲ヲ制立シ亦三大権柄ヲ分テ立法権柄ハ立法院兩院ヲ設ケ選取ノ法ヲ以テ代議士ヲ挙ケ、施政権柄モ亦選取ノ法ヲ以テ有徳ノ君子一人若クハ數人ヲ挙テ之ニ委託シ且之ヲシテ天下ノ元首タラシム、敢テ門地資格ヲ論セス惟有徳才識ノ士ヲ取ルヲ本意トス。

ついで、行政権について、アメリカ合衆国の「統領」（大統領）、スイスの「合議府」について説明する。

この政体を採用する諸国の多くは連邦国家で、外見上、封建制度の諸国と類似している。そこで、封建制度の国が立憲政体へ移行する場合、上下同治よりも、こちらの政体を採用することが多い。

此政体ヲ立ル各国多クハ元来自主ノ數邦ヲ合シテ一國トナセルモノナルカ故ニ、其數邦ハ上下同治ノ國ノ州県ノ如キ者ニアラス、各邦必ス亦政府アリテ邦内ノ政ハ都テ此政府ニテ施行シ、惟全國ニ關係スル事ハ全國ノ大政府ニテ施行ス。蓋シ封建ノ制度ト大ニ相類スル所アリテ、大政府ハ朝廷ノ如ク自主ノ各邦ハ諸候ノ如シ。是故ニ封建ノ國ニテ立憲政体ヲ建テンニハ、上下同治ノ制度ヨリハ反リテ此政体ノ制度ヲ取ル所多カラン。

はたして、万民共治の諸国の多くが連邦国家で、封建制度の国か

ら移行したケースが多いというように、加藤が言う如く、一般的に理解してよいだろうか。たしかに、スイスの場合はそうであろうが、アメリカ合衆国の場合はそうは言えない。加藤は後者の建國事情を知らなかったのか。この想定はあり得そうにないから、むしろ封建制度（地方割拠）から万民共治へという政体変革が一般的なものだと説くところに、議論の主眼があったと考えるべきだろう。そして、この主張が、新政府が北陸の長岡で激戦を展開している慶応四年七月（一八六八年八月後半―九月前半）の時点で公表されていることに、目を向ける必要がある。さすれば、そこに、該時点の政局に対する加藤のメッセージ――政体変革の方向性についての示唆を読み取れるのでは……、とするのは、いささか深読みすぎだろうか。

## (2) 万民共治の三権分立

万民共治の「国憲及ヒ三大権柄、大抵上下同治ト小異大同」である。

万民共治の立法院は一般に二院制をとる。

大抵上下同治ノ國ノ如ク亦上下二院ニ分ツ。惟其上院ハ大ニ上下同治ノ上院ト相殊ナリテ、貴族化師豪農富商等ニアラス、国内各邦ノ政府ヨリ各二員ノ代議士ヲ選取シテ之ヲ上院ニ送ル、蓋シ各邦ニ代リテ國事ヲ議スル者ナリ。但シ下院ハ上下同治ノ國ノ下院ト相殊ナル事ナク、即チ庶民ノ代議士ニシテ亦人口ニ随テ選取ス。

上院は、上下同治と事なり、貴族や豪農商などではなく、連邦諸邦の代表者で構成する。下院は、上下同治同様、庶民の代議士で構成するが、男子普通選挙制をとる点は異なる。

但シ國中庶民悉ク選取ノ權利ヲ有スルモノニシテ、決シテ大小貧富ニ從テ此權利ヲ与奪スルコトナシ。惟權利ヲ有スルコト能ハサル者ハ婦女少年狂疾アル人及ヒ刑ヲ蒙レル人等ノミ。立法権と行政権の關係は、アメリカ合衆国に例をとり、大統領の

拒否権と議会の再議権をあげて説明する。

會議ニテ一決セシコトトイヘトモ統領之ヲ不可トスレハ斥ケケテ  
トラザルノ權アルコト、上下同治ノ君主ニ同シ。但シ若シ立法  
府敢テ之ニ服セスシテ猶其說ヲ主張スルトキハ、再ヒ其事ヲ議  
セシメ、仍総人員ノ三分ノ二其事ヲ可トスレハ、統領之ヲ採リ  
テ施行セサルヲ得ス。

スイスでは拒否権がない。

但シ瑞士ノ合議府ニハ此ノ如キ權ナシ。故ニ立法府ニテ定決セ  
シコトハ合議府敢テ其可否ヲ論セス直ニ施行ス。

行政權は「一人若クハ數人此權柄ヲ掌握」し、「治國ノ責ニ任スル  
モノニシテ、政令國憲ニ悖戻スルモノアレハ立法府ヨリ其罪ヲ問フ」  
ことになる。

宣戰・講和・條約締結の外交權は、アメリカ合衆國では大統領が  
議會と共に議して行使し、スイスでは立法府が掌握する。

宣戰、講和、條約ノ權利ハ花旗ニテハ統領ノ掌握スル所ナリト  
イヘトモ、獨リ之ヲ專ニスルコト能ハス、立法府ト議セサルヲ得  
ス。但シ瑞士ニテハ此權利全ク立法府ニ屬シテ合議府ハ絶ヘテ  
之ニ預ルコトナシ。

司法權は、「上下同治ノ國ノ如ク此權柄ハ全ク此府ノ官員ノ委任ス  
ル所ニシテ立法府政府ノ關係スル所」ではない。もつとも、アメ  
リカ合衆國の場合、「上下同治ノ各國ノ如ク、此府ノ官員ヲ命スルノ  
權利、死罪ヲ許可スルノ權利及ヒ罪科ヲ有ムルノ權利其他二三ノ權  
利」を大統領が掌握するが、スイスの場合は「合議府此ノ如キ權利  
ヲ有スル」ことはない。

万民共治における三權分立についての、以上の如き加藤の理解で  
は、アメリカ合衆國を典型とするその本質——三權間のチェック・  
アンド・バランスのシステムを、十分に把握しているとは言い難い。  
上下同治のそれともあわせ、総じて、加藤は、三權分立の実態と本  
質を、この時点ではつかみきってはいないように思われる。ただし、  
三權分立へのアプローチが君權の制限という視角に発している、そ

の立場では、万民共治に固有する三權分立の意義を闡明にはし得な  
いのであろう。

#### (四) 國民の權利

##### (1) 五つの政体と國民の權利

以上の二つの立憲政体と他の三つの政体との決定的な差異は、國  
民の權利を認めるか否かにある。

君主擅制、君主專治、貴顯專治ノ如キハ天下億兆才以テ君主貴  
顯ノ私有僕妾トナス。僕妾惟其生命是奉スルハ理ニ於テ固ヨ  
リ当然ナリ、故ニ一ノ權利ヲ有スルコト能ハサルハ敢テ論ヲ俟  
タス。惟立憲ニ政体ノ如キニ至テハ然ラス。天下ヲ以テ君主貴  
顯ノ私物トナスコトナク所謂天下ノ天下トナス。是故ニ其臣民  
タル者ノ身、自ラ權利ノ存スルアリ。

立憲ニ政体が國民(臣民)の權利を認めて、「天下ノ天下トナス」  
の条は、加藤が儒教的民本主義の残滓をその思想にとどめている証  
拠とされ得る箇所であるが<sup>(26)</sup>、その前に「所謂」の語を冠している  
意義をも考えておく必要があるのではなからうか。むろん、該期の  
思想状況において儒教的主体の問題が無視し得ぬ<sup>(27)</sup>とところは認め  
るに吝かではないが、それ故にこそ儒教的言辭を意識的に用いて、  
そうした主体との對話を試みるということも、十分に考えられるの  
ではあるまいか。

國民(臣民)の權利には、私權と公權の二種類があり、私權とは  
人身の自由、公權とは国事参預の權利である。

權利ニ二類アリ、一ヲ私權ト称シニヲ公權ト称ス。私權トハ私  
身ニ關係スル所ノ權利ニシテ所謂任意自在ノ權ト称スル者是ナ  
リ。公權トハ国事ニ預カルノ權利ヲ云フナリ。

以下、この二つの權利について、加藤の説明するところをみてい  
こう。

## (2) 国民の私権

国民の私権には、「数種あり、枚挙スルニ暇アラストイヘトモ、其著大ナル者大凡」として、次の八つの権利を列挙している。

### ① 「第一生活ノ権利」——

生活ハ天ノ賜フ所、之ヲ奪フモ亦天ニアリ、人ノ恣ニ奪フヘキモノニアラス。之ヲ人生諸權利ノ基礎トナス。

国民の私権の第一には、生活権があげられている。これは、国民が社会生活を営む条件を保障するというような広い意味あいで生活の権利よりも、国民の生命そのものをまもるといような狭い意味での生存の権利を指しているものと思われる。

蛮夷ノ如キハ人君生殺ノ權ヲ恣ニス、臣民此權利スラ有スルコト能ハス況ンヤ他諸權利ニ於テテヤ。惟文明諸邦トイヘトモ重罪ノ刑必ス死ヲ以テス、蓋シ已ムヲ得サルニ出ルノミ。

野蛮国では君主が臣民の生殺与奪の権を握っているが、文明国ではやむを得ず死刑制度があるとす。さらに、この死刑さえも、ベツカリアの廃止論<sup>(28)</sup>を紹介して、将来それが実現するであろうと展望している。

一千七百年以太利ノベツカリアト云フ人死刑ヲ廢スルノ論ヲ發シテヨリ欧州ノ碩学鴻儒之ニ左袒スル者多ク已ニ瑞士合邦ノ内死刑ヲ廢スルモノアリ恐ラクハ此説後世実ニ用イラル、ニ至ラシ。

### ② 「第二自身自主ノ権利」——

明ニ逮捕セラレ肆ニ獄ニ繋カル、等ノコトナキヲ得ルノ權利ナリ。

この権利の保障には、司法権による警察権の制限が不可欠であり、逮捕や刑罰の決定は、警察権から分離されて、司法権に委ねられねばならないが、その点の言及はみられない。全体に、『立憲政体略』では、司法権についての論及が不十分なように思われる。

### ③ 「第三行事自在の権利」——

惟憲法ノ禁スル外ハ人生諸業其意ニ任セテ障碍ナキヲ得ルノ權

利ナリ。

職業選択の自由は触れられているが、これと密接に関連する居住や移動の自由については言及がない。これは『立憲政体略』出版の五ヶ月ほど前の一八六八（慶応四）年三月一日に出された五榜の掲示の第五札で、太政官が「覚」として次のように布告していた<sup>(29)</sup>ことと関係があらうか。

王政御一新ニ付テハ速ニ天下御平定万民安堵ニ至リ諸民其所ヲ得候様 御煩慮被為 在候ニ付此折柄天下浮浪ノ者有之候様ニテハ不相濟候自然今日ノ形成ヲ窺ヒ猥ニ士民トモ本國ヲ脱走イタシ候儀堅ク被差留候万一脱國ノ者有之不埒ノ諸業イタシ候節ハ主宰ノ者落度タルヘク候（中略）

但今後総テ士民奉公人不及申農商奉公人ニ至ル迄相抱候節ハ出処篤ト相糺シ可申自然脱走ノ者相抱ヘ不埒出来御厄害ニ立至リ候節ハ其主人ノ落度タルヘク候事

脱籍浮浪の徒の取締りは、維新政権にとって、戊辰内乱収束の不可欠の社会的課題であった<sup>(30)</sup>。加藤が執筆にあたって、この点を考慮して、あえて居住・移動の自由を紹介せず、「其他尚數種アリ」として省略したことは、十分に考えられるのではなからうか。

### ④ 「第四結社及ヒ会合ノ権利」——

結社ノ權利トハ數人会社ヲ結ヒ衆力ヲ合シ資本ヲ湊メテ一人ノ力為シ能ハサル事業ヲ為シ得ルノ權利ナリ。○会合ノ權トハ衆人一地ニ会合シテ或ハ歡樂ヲ同フシ或ハ相共ニ其利益ヲ謀ルヲ得ルノ權利ナリ。

これは、結社と集会の自由だが、加藤が説明する内容は、結社については営利事業の企業体である会社、集会の方は親睦や営利の会合である。これも、五榜の掲示の第二札で「定」として、「何事ニ由ラス宜シカラサル事ニ大勢申合セ候ヲ徒党ト唱へ（中略）堅ク御法度タリ若右類ノ儀之レアラハ早々其筋ノ役所へ申出ヘシ御褒美下サルヘク事」<sup>(31)</sup>と布告されていることと関係があるかもしれない。「徒党」とうけとられかねない紹介の仕方を慎重に回避しているの

ではなからうか。あるいは、加藤の関心がもつばら経済活動の方面にあつたとも考えられる。さらには、その両方かもしれない。これらは、いずれも成り立ち得る想定と思われるが、ここでは結論を出すことを留保しておきたい。

⑤ 「第五思言書自在の権利」——

思、言、書ノ三事悉ク意ニ任スルコトヲ得ルノ権利ナリ。

思想・言論・出版の自由である。思想の自由を取締めることは、現実の問題として、君主擅制や君主專治でもできないが、言論・出版、すなわち表現の自由となると、そこでは禁止されるのが常であつた。この自由を認めるのが立憲二政体の特色であり、そこでの文明開化の原因となつている。

思考ノ自在ハ假令ヒ桀紂トイヘトモ敢テ禁スルコト能ハス。サ

レトモ其思考スル所ヲ自在ニ言述シ或ハ書記鏤刻シテ公布スルヲ禁スルハ君主擅制君主專治ノ常ナリ。惟其自在ヲ許スモノハ立憲二政体ノ各国ノミ。蓋シ此各国益文明ニ赴ク所以ナリ。

もつとも、はなはだしく人心を惑乱し、治安を妨害するような表現行為を規制する法制は、当然、設けられねばならない。

但シ此權利自在ナリトテ妄リニ書記スルヲ許スアラズ、其書言スル所甚タ人心ヲ蠢惑シ治安ヲ妨害スル等ノコトアレハ、記者必ス其罪ヲ受ルコト固ヨリ当然ナリ。故ニ記者其弁解ノ責ニ任スルノ法度アリ。

ここでも、司法権が介入する必要があるわけだが、それへの言及はみられない。

⑥ 「第六信法自在ノ権利」——

教法ノ事ハ宗派ニ拘ハラズ如何ナル宗派ニテモ其人ノ意ニ任セテ信仰スルヲ得ルノ権ナリ。

信教の自由である。ここでの問題は、五榜の掲示の第三札で「定」として、「一切支丹邪宗門ノ儀ハ固ク御制禁タリ若不審ナル者有之ハ其筋之役所ヘ可申出御褒美可被下事」と布告されている<sup>(32)</sup>、キリシタン禁教との関係である。これについては、宗教改革後のカトリッ

クとプロテスタントの対立と抗争と、その収束との関連で成立した政教分離を紹介している。

但シ中古迄ハ此ノ權利ヲ立テスシテ或ハ古宗ヲ尊テ新宗ヲ賤ムル国アリ又ハ新宗ヲ許シテ古宗ヲ禁スル国アリテ、之カタメニ屢国乱ノ起リシコトアリシユヘ、輒近ハ此如キ禁ヲ廢シテ政府ニテハ少シモ宗派ノ是非善悪ヲ論セス、唯人々ノ意ニ任セテ何ノ宗派ニテモ自在ニ信仰スルコトヲ得ルノ權利ヲ立テタリ。故ニ近今ハ教法ノ為メニ国乱ノ起ルコト絶テナシ、蓋シ欧州ノ開化大ニ進歩シタル所以ナル歟。

信教の自由と政教分離が表裏の關係にあり、この一対の原則が確立したことが欧州の文明開化の原因ではないか、と述べている。これは、言外に、わが国も文明開化をすすめる、欧州諸国と並び立とうとするならば、右の一対の原則を確立する必要がある、と説いているわけである。さらに言えば、それはキリシタン禁教を撤廃すべきだということになる。もつとも、それを明言せぬところに、加藤の慎重さを見てとることができようか。

⑦ 「第七万民同一ノ権利」——

法律各民ノ權利ヲ保護スルコト同一ニシテ門地資格等ニヨリテ絶ヘテ差別ナキヲ得ルノ權利ナリ。

身分等の差別を廢することである。ここにこそ、立憲政体の面目がある。

蓋シ立憲政体ノ太公至正一点ノ私ナキヲ視ルニ足ル。

こうした加藤の主張が、政治的歪曲を余儀なくされながらも、政策的実現をみることは、夙に丹羽邦男が明らかにしている<sup>(33)</sup>。

⑧ 「第八各民所有ノ物ヲ自在ニ処置スルノ權利」——

各民其所有ノ物品ヲ自在ニ処置スルコトヲ得テ決シテ他人ノタメニ妨碍セラル、コトナキノ權利ナリ。

所有権である。問題は所有の作用と対象である。それが使用・相続・譲渡・売買などの自由として展開し、営業の自由や、土地の私有権を確立して、土地の商品化を認めるところまですすみ得るかど

うかである。すでに別途に論じたところだが、加藤は、一八六九(明治二)年四月、公議所で土地売買の解禁を提案している。もともと、そこでの関心は、神田孝平とは異なり、税制改革ではなく、身分制改革と結びつける方向をとっている<sup>(34)</sup>。しかし、ここでは、財産没収刑の不当性に言及するのみで、それ以上の展開はみられない。

是故ニ立憲政体ノ各国ニテハ、タトヒ罪人ノ家屋物品トイヘトモ決シテ没入スルコトナク、必ス之ヲ其妻子親戚ニ与フ。蓋シ没入ハ刑罰ト称ス可ラス、却テ盜賊ノ所業トイフヘシ。

これは、刑罰が当事者の権利を不当に制限することのないようにしようという発想から出ているもので、①の生活権での死刑廃止論への賛意と揆を一にするものと言えよう。もともと、財産刑は近代刑法にも存在しており、一概にこれを非立憲的刑罰とすることはあたらない。この辺から、当時の加藤の刑法理解の水準をうかがうことができる。

これを要するに、国民の私権について、加藤は、該期の人権観念の世界的水準に従って、自由権としてこれを把握、紹介していることがわかる。そして、ここでは、現存法制と正面から抵触する問題については、慎重な態度をとり、まったく言及しないか、別の方向へ展開したり、言外に匂わせたりしている。しかし、それらの改革の必要はしっかりと認識しているものと思われ、実際、丹羽邦男が明らかにしたように<sup>(35)</sup>、政府部内の旧幕臣系の「開明官僚」グループと連携し、彼らに改革のアイデアを提供するという形で、その実現に努めたと考えられる。

その場合、自由権の確立こそ文明開化の原因であるとの見地が、改革への志向を裏付ける加藤の確信の根拠となっている。これは翻せば、加藤が文明開化を至上価値として示し、立憲政体採用の定義もそこに発していると言えよう。さらに、何故、文明開化を至上価値としたかと問へば、眼前自明の彼我の国力の差の由来をそこに求めたからということになろう。しかし、そこから性急に、該期の加藤を、現状認識にのみその言説の根拠をおくオポチュニス

トとみるべきではない。前引の如く、加藤は、立憲政体の「太公至正」さを揚言してはばからない。ここには、加藤の言説が、現状認識のみならず、「公正」な国制を求める志向にも裏付けられていることが示されている。問題は、その「公正」さを判定する基準が那辺にあるかである。それが、①の生活権の与奪をなし得る唯一の存在としてあげられている「天」の観念と関係してであろうことは、容易に想像がつかう。この「天」の観念が儒教などの伝統思想との関係でどう位置づけられるのは、戦後における思想史研究の中心のテーマの一つであり<sup>(36)</sup>、加藤のその後の思想的展開との関係では避け難い研究課題だが、国制をめぐる該期の思想状況において加藤の言説がもつ意味を考えようとするとする立場では、その追究は、当面、脇においておくのが妥当なやり方だろう。

### (3) 国民の公権

以上の国民の私権に続いて、「国事ニ預カルノ権利」である国民の公権の説明にすすむ。加藤は、国民の公権として、「其尤モ著大ナル者」である選挙権と被選挙権、また任官権をあげている。

#### ① 選挙権・被選挙権

立法府官員ヲ選択スルノ権利及ヒ其官員ニ選択セラルルノ権利ヲ云フ。

立法府は国民に代わって政治を共議する機関だから、その官員を選ぶ(選ばれる)権利は、すべての国民が有する(普通選挙)のが当然である。

元来立法府官員ハ天下億兆ニ代リテ大政ヲ商議スル者ナレバ億兆皆權利ヲ有スルコト固ヨリ当然ナリ。

そこで、国民に貧富の差別なく選挙権・被選挙権を与える国と、何らかの制限を設ける国に分かれる。もともと、普通選挙制をとる国といえども、女性・年少者・精神障害者・受刑者・自活能力を欠如する者などには、この権利を与えていない。

国民貧富大小ノ別ナク悉ク此權利ヲ与ヘテ毫モ限制セサル国ア

り或ハ数例条ヲ設ケテ之ヲ限定セル国アリテ一様ナラス。但シ  
飯令ヒ毫モ限制セサル国トイヘトモ婦女少年狂疾ノ人及ヒ刑ヲ  
蒙レル人其他自ラ活計ヲ営ムコト能ハサル者等ニハ此權利ヲ与  
ヘサルコト固ヨリ論ヲマタス。

選挙権（被選挙権）を制限する問題については、これ以上の論及  
はなく、加藤がこれにあまり関心をもっていないことが看取できよ  
う。制限の内容、換言すれば範囲の問題は、この権利の本質に関わ  
り、また「国民」の中身をどうとらえているかを推し量るバロメー  
ターの役割をはたす。この点で、加藤が当時の最先進的な選挙制度  
である男子普通選挙をとくに推奨するという立場もとらず、制限選  
挙制に何らの批判的コメントも加えていないことは、注目しておき  
たい。その背景は、該期の日本社会の実情に求めるべきか、あるい  
は加藤の立憲政体論の質の問題としてとらえるべきか。おそらく、  
その両者であろうが、後者について付言すれば、加藤は「郷紳」で  
表明した君民同治を推奨する立場をここでも崩していないことは明  
白である。ただし、すでにみた如く、立憲二政体といっても、君民  
同治を先に論じ、しかもより多くのスペースを割いている。これは、  
そうした立場と関係があるものと思われる。

## ② 任官権

其他諸官ニ任スルノ権亦元米億兆同一ニ有スル所ニシテ、各国  
多クハ尊卑大小ノ別ナク惟其才能ニ從テ高卑諸官ニ登庸ス。故  
ニ賢愚各其所ヲ得ルモノニシテ、天下勞セスシテ治マル。

国民が官途に就く権利は、何らの制限も受けずに保障され、その  
任官する地位は才能によってのみ決定されるべきだとする。もつと  
も、女性・年少者・精神障害者・受刑者・学識のない者などは、当  
然、官途に就くことはできない。

但シ亦婦女少年狂疾ノ人刑ヲ蒙レル人学識ナキ人ハ固ヨリ登庸  
ヲ得ルコト能ハス。

しかし、身分によって官途を制限する国があり、プロシヤの如き  
は貴族でなければ将校になれない。これは、公明正大ではないし、

治安にも害があるから、排すべき制度である。

但シ儘、某官職ヲ以テ其品性ニ特准スルノ国アリ、普魯士ノ如  
キハ将帥ハ独リ貴戚ニアラサレハ任セラルコト能ハス。然レ  
トモ此制度公明正大ノ事ニアラスシテ治安ノ道ニ害アリ、宜シ  
ク厭棄セサルヘカラス。

選挙権（被選挙権）の制限については、ほとんど積極的な論及を  
みせなかつた加藤が、この任官権では俄然、饒舌になつている。こ  
れはどうしたことか。任官権の身分による制限を厳しく批判し、能  
力主義による地位決定を説き、任官制限の対象として学識のない者  
をわざわざあげている加藤の心事をどうみるか。大目付・勘定頭ま  
で異例とも言うべき昇進を遂げた幕臣の地位を失つた身で、前述の  
如く「公明正大」の政体と確認した新政府に、身分によって制限さ  
れず、才能にふさわしい地位に、学識のある自身こそ任官すべきで  
ある、とそれを読みとっては、加藤にいささか酷であろうか。

この『立憲政体略』がその学識を証明するものになつていること  
は多言を要しない。これを就職論文とみることは、建議書を携えて  
獵官運動を行なう当時の風潮からみて、あながち失当とは言えない。  
しかし、そうした事情の推測が仮にあつたとしても、それ故  
にここでの言説の価値をいささかも低めるものではない。むしろ、  
かくの如き国制の構想を有する人物を受け容れたことこそ、維新政  
権が如何なる前途を歩むことになるかを暗示するものと言えよう。  
それは、幾多の限界を伴いながらも、立憲政体を導入するにいたつ  
たのである。たとえ、その途次において、加藤本人がそれを推進す  
る立場から離れたとしても、明治初年におけるその言説がその時点  
ではたした役割とは、とりあえず切り離して理解していくべきだろ  
う。

## まとめにかえて

ここでは、幕末から明治初年にかけての加藤弘之の言説を検討し、

その立憲政体の理解と提議を通じて、彼が如何なる国制の構想を抱懐していたかを探究した。

ここでの検討の結果から、加藤における「土地所有と国制」をめぐるパラダイムの解明へと連繋させて行くためには、この国制構想を支える経済・社会像ないしその改革構想について検討を加える必要がある。さらに、加藤のパラダイムが他の論者をどう制約していたのか（あるいはいなかったのか）という問題についても考察すべきであろう。その際は民権派の諸言説や、政府部内とその周辺で明治一五・一六年に展開された皇室財産・土地制度・税制、そして国制をめぐる一連の論議における「土地所有と国制」のパラダイムと、加藤のそれとの比較が要請される。これらは、後日の宿題として、ここでは残されることになる。

## 注

(1) 拙著『地租改正と地方制度』山川出版社、一九九三年一月、第三編「地租と明治国家」を参照。

(2) 拙稿「神田孝平の地租改正提議」（『京浜歴史科研年報』第九号、一九九五年一月）、「神田孝平の土地所有・租税論」（明治維新史学会編『明治維新の人物と思想』明治維新史研究三、吉川弘文館、一九九五年八月）を参照。

(3) 神田孝平の没後十三回忌の際、その嗣子神田乃武が編集した『神田孝平略伝』（一九一〇年七月）の「小序」を加藤弘之が寄せ、神田を「深交ノ友デアッタ」とし、両者の関係を次のように紹介している（本庄栄治郎『神田孝平——研究と史料——』経済史研究会、一九七三年一月、四九―五〇頁）

孝平男ハ僕ノ益友デアッタノミナラズ、又実ニ畏友トイフベキモノデアッタ。男ハ僕ヨリ六歳ノ年長者デアッタガ、僕ガ男ノ知遇ヲ受ケルヨウニナッタノハ、男ガ三十ニ歳、僕ガ二十五六歳ノ時デアッタト覚エテ居ル。男ハ

当代会津藩ノ囑託ヲ受ケテ、其藩ノ子弟ヲ教授シテ居ラレタガ、又蕃書調所（幕府ノ洋学校）ノ教授ニ挙ゲラレテ、数学科ヲ担任サレタ。其頃僕モ同校ノ教授デアツテ、同僚トナッタカラ、随テ交際モ自然親密ニナッタノデアール。（中略）維新ノ後政体律令取調局テ同僚トナリ、集議院事務官（今ノ衆議院ニハアラズ）トシテ同僚トナリ、会計官判事（今ノ大蔵省局長又ハ書記官ノ如キモノ）トシテ同僚トナリ、又大学大丞トシテ同僚トナリ、後ニハ又孝平男ハ文部少輔トシテ、僕ハ大学総長トシテ同僚トシテ同僚トナリ、更ニ後二元老院又ハ貴族院デ、共ニ議官トナリ議員トナッタ。并ニ東京学士会院デモ、共ニ会員ニ選挙サレタノデアール。

ここで注意すべきは、官歴・公職での同僚関係のみが細大漏らさず列挙されているにもかかわらず、ともに明六社の同人であったことにまったく言及していない点である。典型的な官僚学者」（大久保利謙「加藤弘之」）（同『明治維新の人物像』大久保利謙歴史著作集8、吉川弘文館、一九八九年一月）三八八頁）と評される加藤の面目躍如というべきか。それとも、明六社時代の神田は、兵庫県令だった関係で、『明六雑誌』への寄稿はともかく、ともに例会活動に参加したという印象（記憶）を、加藤がいだいていなかったのか。

戸沢行夫の研究によれば、神田が明六社の例会に参加したのは、一八七五（明治八）年六月一日と同七月一日の二回のみである（『明六社の人びと』築地書館、一九九一年四月、七六―七七頁の表③）『明六社定例会・出席者一覧』（明治七年十二月一日から明治八年十二月十六日まで）を参照。それはあたかも、第一回地方官会議の開催時期（六月二〇日―七月一七日）と重なっており、神田は同会議の幹事として地方民会議問の審議などで終始、論議をリードしていた（前掲拙著『地租改正と地方制度』二四五頁を参照）。神田は、そうした

在京日程の合い間をぬって、明六社の例会に出席したものと考えられる。もつとも、『神田孝平略伝』の本文には、こう記されている（前掲本庄『神田孝平——研究と史料——』五六頁）。

明治六年森有礼氏学者ヲ集メテ明六社ヲ組織スルヤ、翁箕作秋坪・福沢諭吉・中村正直・西周・杉亨二・西村茂樹・加藤弘之・津田真道氏等ト共ニ周旋最モ勉ム。同社カ翌年明六雜誌ヲ刊行シ汎ク天下ニ頒ツニ及ビ、翁ハ毎号筆ヲ執リテ其意見ヲ公ニシ、毎月二回日ヲ定メテ公開演説ヲ催スヤ、翁常ニ之ニ臨ミ、雄弁ヲ以テ最モ聞エタリトイフ。

しかし、兵庫県令在任中の神田が月二回の例会に毎回出席したとは到底考えられない。また、戸沢の研究では、神田の社員資格は「通信員」で、神田が「共に周旋」したと『神田孝平略伝』が列挙する「立社本員及び定員」の社員資格をもつ面々とは区別されている（前掲戸沢『明六社の人びと』五二―五六頁の表(1)「明六社の人びと一覽」を参照）。これらに鑑みると、『神田孝平略伝』本文の右の記述は、にわかには信じ難い。

これを要するに、例会活動に大きなウェイトをおく明六社の活動実態を勘案すると、神田について、加藤が同人としてともに活動したとの印象をもち得なかつたとしても、あなたが無理からぬところがあるのではなからうか。

(4) 前掲大久保「加藤弘之」を参照。

(5) 植手通有「明治啓蒙思想の形成とその脆弱性——西周と加藤弘之を中心として」〔同編『西周 加藤弘之』日本の名著34、中央公論社、一九七一年一月〕を参照。

(6) 吉田曠一『加藤弘之の研究』新生社、一九七六年三月を参照。

(7) 前掲戸沢『明六社の人びと』を参照。

(8) 前掲吉田『加藤弘之の研究』二一七―二二七頁の「加藤弘之年譜」を参照。

(9) 神田孝平の履歴については、前掲拙稿「神田孝平の土地所有・地租論」を参照。

(10) 前掲大久保「加藤弘之」三八八頁。

(11) 前掲吉田『加藤弘之の研究』二二一―二六頁を参照。

(12) 加藤弘之「鄰紳」〔吉野作造編『明治文化全集』第七卷「政治篇」、日本評論社、一九二九年一月、三―一四頁〕。なお、『加藤弘之文書』第一卷「草稿I」〔同朋社出版、一九九〇年八月〕所収のテキストも参照。

(13) 後年、加藤弘之は次のように回想している（『昔の蘭学の話』〔『太陽』第五卷第一三〇号、臨時増刊「明治十二傑」、一八九九年六月、六六頁―六七頁、長谷川誠也筆記、引用文中の傍点省略）。

西洋には立憲政体と云ふものがあつて、一國の君だとか、大臣だとか云ふ者が権を専らにする事をしないで、上院下院と云ふ、即ち議會があつて、而して國の法律財政等を議定すると言ふ制度が西洋に在る、其れは誠に人間の天から授かつた權利を重んずる訳であつて、即ち其れが人間の平等と云ふ意味に適ふ、然るに西洋より外ではさう云ふ訳に行かぬ。一國の君とか政府とか云ふ者が権を専らにして居ると云ふは甚だ道理に背いた事であると云ふ主義に書いた者である。実は日本もさう云ふ様な塩梅にしたことであると言ふ意味であつたけれども、日本の事を明らかに書く事は出来ない、日本が悪いから西洋に倣うて、其制度を採つて政治を善くしやうと云ふ事を書く訳に行かぬから、そこで支那と云ふものを持って来て、支那は昔は善い國であつたが、今は善くない、政治が公平でない、左ういふ訳であるゆゑ支那は衰へて仕舞ふから西洋に模倣して立憲政体にせねばならぬと云ふ

事にして書いたのである、即ち隣の事を書いたのであると云ふので「鄰草」と名を付けたのであるが、意味は日本を改革する事であつたのである。

なお、この回想談の付録として『鄰艸』が同誌（七八〜九七頁）に収載されているが、これが最初の出版であるという（前掲『加藤弘之文書』第一巻解題、福島寛隆執筆、五六四頁参照）。

(14) 加藤弘之「立憲政体略」（前掲『明治文化全集』第七巻、一八〜二六頁）。なお、前掲『加藤弘之文書』第一巻所収のテキストおよび拙蔵木版本『立憲政体略 全』（版元上州屋惣七）を参照。拙蔵版本は、末尾に正誤表が付されており、初版のものではないと思われる。

また以下の引用にあつては、合字・異体字は「トキ」「トモ」「コト」と表記した。

(15) 植手通有は、儒教的民本主義に基づく為政者のための啓蒙という点では『鄰艸』まで、また「時勢の論理」という点では『真政大意』まで、後年の思想的变化の淵源を遡及し得るとしている（前掲『明治啓蒙思想の形成とその脆弱性——西周と加藤弘之を中心として』五〇〜五六頁を参照）。

一般に、歴史研究において遡及的方法をとる場合、最も注意せねばならぬのは、因果関係の理解にある。認識において必然的連関として組み立てられる原因と結果の関係も、現実においては原因は結果にとつての蓋然性の一つだったにすぎず、それが並存する幾多の諸契機との関係に媒介されて結果へと帰着するのである。従つて、歴史的展開の個々の断層をみるならば、それぞれにおいて主要な地位を占めるものが、次の断層との間でもかならずしも因果連関をなしているとは限らない。特定の歴史的人物に思想的考察を加える場合、その言説が個々の時点に対して有した意義に関心を向けなければならない。遡及的方法で得ようとする結論とは自ずと異なつ

た歴史像を描き出すこともある。右の如き観点に立つとき、激しく変容する明治前期の思想状況の理解にあつては、かなり細かく断層撮影を試みて行く必要がある。

(16) 前掲拙稿「神田孝平の地租改正提議」を参照。

(17) 一九世紀中葉のイギリス・フランス・プロシアの政治制度については、蠟山政道『比較政治機構論』岩波書店・一九五〇年一月、岡義武『近代ヨーロッパ政治史』創文社・一九六七年四月、佐藤功『比較政治制度』東京大学出版会・一九六七年一月を参照。

(18) 君民同治も含め立憲制をとる近代国家の行政が法律行政の原理に従ふことは、田中二郎『法律による行政』の原理——行政に於ける法律の支配とその限界——（同『法律による行政の原理』酒井書店、一九五四年一月）を参照。また、帝国憲法下のわが行政が法律行政の原理に従ふことは、美濃部達吉『日本行政法』総論、第四版、有斐閣、一九二二年二月、四二〜五一頁を参照。さらに、法律行政に関するイギリス・フランス・ドイツと日本の比較法史的考察は、宮沢俊義『立法・行政両機関の間の権限分配の原理——法律と行政行為との関係——』（同『憲法の原理』岩波書店、一九六七年一月）を参照。

(19) 少なくとも、一九世紀中葉のイギリスには、名譽職の治安判事などが地方統治機関として重要な役割をはたしている（F・W・メイトランド『イングランド憲法史』創文社、一九八一年三月、六五二〜六六九頁を参照）。

(20) 大日本帝国憲法は、我妻栄編『旧法令集』有斐閣、一九六八年九月、一三〜一五頁。

(21) 立憲制をとる近代国家における君主無答責と輔弼責任の相補関係と、それがわが帝国憲法下でも成立していることについては、美濃部達吉『大臣責任論』（同『憲法及憲法史研究』有斐閣書房、一九〇八年八月）、また家永三郎『歴史のなかの

憲法』上・東京大学出版会・一九七七年九月・六九頁を参照。

なお、君主無答責の原則を規定した大日本帝国憲法第三条「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」について、「戦前・戦中の常識では、それは単に不敬罪の法的根拠をなすものとして、一般に理解されていたのにすぎない。ところが戦後になると、この第三条は、天皇の『無答責』、すなわち天皇はその政治的行為に関する一切の責任から自由であり、何らの責任をも負う義務がないことを、意味するものであった、と説明するようになった。」(尾藤正英「日本史上における近代天皇制——天皇機関説の歴史的背景——」(同『江戸時代とはなにか——日本史上の近世と近代——』岩波書店、一九九二年一月)二四〇頁)といった言説がみられる。しかし、これは、①君主無答責はすでに明治初年の時点で加藤によって紹介されており、②美濃部によって戦前から帝国憲法(第三条)において成立していることが指摘され、③しかも、それが輔弼責任と一对をなすことが戦前に美濃部によって論じられ、戦後も美濃部の所説をふまえた家永によって確認されていることを見落した議論であり、当を失したものと云わざるを得ないのではなからうか。

(22) 君主無答責は、政治思想史との関わりでみるならば、主権理論のあり様と密接な連関を有している。T・ホブズは、絶対主義の主権理論を左の如く組み立てたとされる(南原繁『政治理論史』東京大学出版会、一九六二年五月、二〇四―二〇六頁)。

その全体的統一において、主権者の意志と国家の意志とは同義であり、正義と法の唯一の基準は、主権の意志に求められる。この共同の主権の意志の絶対権力がなければ、法はなく、法がなければ世に不正義は存しえない。(中略)主権が絶対的であつて、なにが自然法であるかも、結局、主権者の承認または解釈によって決定され、

国家の実定法において実施される。(中略)主権者自身は契約の外に立ち、それに拘束される義務はなく、したがって、主権者の側に契約不履行の問題の生ずる余地はない。主権者は法の上にあり、法律は主権者の命令にほかならずとし、主権者が法の唯一の淵源と解された。(中略)いわゆる最良国家の問題は、いずれの国家形態のもとにおいて人間が最も自由であるかによって決定されるのではなく、主権としてはいずれの国家形態においても絶対的であり、要は、そのいずれが絶対的な主権を最もよく行使し得るかによって決定される。かようにして、君主制、なかんずく世襲君主制をもって、彼は最良国家と考へた。

(23) 主権者である君主が契約の外に立ち、法の上にあり、法の唯一の淵源である以上、その君主を法によって裁くことはできない。かくして、君主主権と君主無答責は一对のものとして成立するわけだが、立憲制成立史の苦心はこの君主を如何にして、契約の内に取り込み、法の下に立たせるかにあり、周知のように、それは生身の君主と人民の、処刑台を眼前にした激越なたたかいをともなうものだった。イギリスにおいて最初に君主無答責をそのままにして、これに輔弼責任を組み合わせることで、君主主権を君民同治へスライドさせることに成功し、これが順次、ヨーロッパ諸国に広がっていったのである(宮沢俊義「立憲主義の原理」(前掲同『憲法の原理』二〇―二三頁を参照)。

丸山真男は、明治国家の下での「輔弼」の政治的現実を次のように特徴づけている(『日本の思想』岩波新書、一九六一年一月、三八―三九頁、傍点は原文)。  
「輔弼」とはつまるところ、統治の唯一の正統性の源泉である天皇の意思を推しはかると同時に天皇への助言を通じてその意思に具体的内容を与えることにほかなら

い。さきへのべた無限責任のきびしい倫理は、このメカニズムにおいては巨大な無責任への転落の可能性をつねに内包している。

(24) 三権分立は君権の制限に出発するが、その本質とするところは「権力をして権力を阻止せしめることによって政治的自由を保障しようとする」ことにある（前掲宮沢「立憲主義の原理」三〇〜三四頁、引用は三四頁）。

(25) 一九世紀中葉のアメリカ合衆国の政治制度については、前掲佐藤「比較政治制度」二〇九〜二二六頁を参照。

(26) 「天下ノ天下トナス」の条の出典は、周の呂望（太公望）の撰と称する兵法書『六韜』中の一節「天下は一人の天下にあらず乃ち天下の天下なり」であり、その意は、例えば『孟子』卷第七「離婁章句」上の第九章の左の一節などと通ずる（『孟子』下、岩波文庫、一九七二年六月、二七頁）

孟子曰く、桀紂の天下を失えるは、其の民を失えばなり。其の民を失うとは、其の心を失うなり。天下を得るに道あり、其の民を得れば、斯（則）ち天下を得べし。其の民を得るに道あり、其の心を得れば、斯ち民を得べし。其の心を得るに道あり、欲する所は之が与（為）に之を聚め、悪む所は施す勿からんのみ。

吉田松陰は、『孟子』のこの一節について、次のように講じている（『講孟余話』岩波文庫、一九四三年七月、一二三頁）。

心を得、民を得、天下を得の得の字の意味を善く味ふべし。得とは吾物とし吾自由になる心なり。天下を得れば天下は吾物にて、吾自由になるなり。民を得れば民は吾物にて、吾自由になるなり。心を得れば心は吾物にて、吾自由になるなり。故に民を得、心を得るは孫子所謂、令ニ民与レ上同一レ意の義なり。民心が上の思ふ如くなることなり。（中略）若し上の思ふ所少にても民心の違戻することあれば、得と云べからず。得の字の意味かくの如

し。

植手通有は、前引の如く、これを儒教的民本主義と称したわけである（前掲「明治啓蒙思想の形成とその脆弱性——西周と加藤弘之を中心として」を参照）。なるほど、右の「天下ノ天下ヲナス」の条は、それ自体としては、儒教的民本主義特有の言辞ではある。

(27) 宮城公子「日本の近代化と儒教的主体」（『日本史研究』第二九五号、一九八七年三月）を参照。

(28) ベッカーリア「犯罪と刑罰」岩波文庫、改版、一九五九年九月、九〇〜一〇三頁を参照。

(29) 内閣官報局編『法令全書』第一卷、一八八七年一〇月（原書房、一九七四年六月）、六七〜六八頁。

(30) 下山三郎「近代天皇制研究序説（その6）」（『東京経大学会誌』第六五号、一九七〇年二月）、同「近代天皇制研究序説」岩波書店・一九七六年九月・一四二〜一五七頁を参照。

(31) 前掲『法令全書』第一卷、六六頁。

(32) 同右、六七頁。

(33) 丹羽邦男『地租改正法の起源——開明官僚の形成——』ミネルヴァ書房、一九九五年三月を参照。

(34) 前掲拙稿「神田孝平の地租改正提議」三八頁を参照。

(35) 前掲丹羽『地租改正法の起源——開明官僚の形成——』を参照。

加藤における「天」の観念は、権利を基礎づける自然的欲求と道徳的分別の双方の根源をなすという（松本三之介「天賦人權論と天の観念——思想的整理のためのひとつの試み——」〔同「近世日本の思想史像——歴史的考察——」研文出版、一九八四年一二月〕五〇〜五二頁を参照）。

松本は、加藤の権利論を右の如く整理した上で、植木枝盛のそれと比較し、「言うまでもなく国家の権力や法律によって奪うことのできない自然的権利という基本的人権の観念

は、第一の天賦人權論からではなく、第二のそれから導き出されるものであることは多言を要すまい。」(同右五四頁)と述べ、加藤の方は基本的人権の觀念には結びつかないとする。なるほど卓説ではあるが、一八六八年の時点で立憲政体の採用と一対のものとして国民の権利を確立する必要を説いた加藤の言説の歴史的意義を評価するにあたって、一八九五年の時点・でさえ、G・イエリネックによつて、「此の個人の自由は与えられたものではなくして、承認せられたものであり、而してそれは国家の自己制限及びそれに依つて国家が個人を圍繞する法則の及ぶべき限界を画し、随つて自然に其の法則の支配の及ばない余地を画することに依つて、承認せらるるものである。斯くして残された自由は、権利ではなくして、状態である。自然法説の大なる誤は、自由の事実上の状態を權利として解し、而して此の權利を、国家以上の、国家を建設し制限する力と看做したことに在る。」(同『人權宣言論』日本評論社・一九四六年七月・八七頁、なお引用はこの美濃部達吉訳によるが、初宿正典の新訳を参照)イエリネック対ブトミール『人權宣言論争』みすず書房、一九九五年六月、一三〇―一三二頁)と批判されている基本的人権の觀念につながるか否かをもつて基準とするが如き立場には、にわかには組みするわけにはいくまい。

(一九九五年一月二六日稿了)

